大和市告示第７６号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により、大和市渋谷学習センター施設使用料及び渋谷小学校施設使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成２６年４月１１日

大和市長　大　木　　哲

１　受託者の名称　　アクティオ株式会社

代表取締役社長　鈴木　悟

２　受託者の所在地　　東京都目黒区下目黒一丁目１番１１号　目黒東洋ビル４階

３　委　託　期　間　　平成２６年４月１日から同年８月３１日まで